

中小企業いばらき

【クローズアップ】

中小企業・小規模事業者関係

「平成31年度当初予算」及び「平成30年度二次補正予算」の概要と
「平成31年度税制改正」の概要

March
3
No.725
2019



写真 フードビジネスフェアいばらき2019

CONTENTS

クローズアップ	1
ニュースフラッシュ	8
インフォメーション	10
日本列島組合最前線	13
Voice	
組合等トップインタビュー	15
経済・労働リサーチ	17
業況レポート	18
中央会だより	20

発行所・編集発行人

 茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp/>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 電話029-224-8030 (代)

JOYO CARD Plus

法人クレジットカード



法人
クレジットカードの
イトココ

領収書の整理や
振込手続きなどの
経理処理が軽減

支払いが
一本化され
管理が容易に!!

ETCカードは
何枚発行しても
手数料無料!!

お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)



常陽銀行

表紙の紹介

フードビジネスフェアいばらき 2019

～いばらき地域特産品展示商談会～

中央会は2月21日、県との共催で「フードビジネスフェアいばらき2019（いばらき地域特産品展示商談会）」を水戸市で開催した。

このフェアは、中小企業者の新商品開発や農畜水産業者の6次産業化に向けた事業連携を促すとともに、B to B取引に関する出会いの場を提供し、これら事業者の新たなチャレンジや販路開拓に結びつけることが狙い。

オープニングセレモニーで中央会の渡邊会長は、「来場者と大いにコミュニケーションを図り、商談を成立させて欲しい。また、商品づくりや販売戦略などに関する新たなヒントを得るなどして、次のステップに活かすことを期待したい」と挨拶。県産業戦略部中小企業課の滝課長は「商品に込められたこだわりやストーリーなどを発信し

て、ビジネスチャンスに結びつけて欲しい」と出展者を激励した。

会場内には33のブースを設け、伝統・地域色・希少性など“茨城らしさ”を醸し出した加工品や農産物が出展され、商品開発をめざす食品加工業者、生産者のほか、百貨店、スーパーマーケット、食品卸業者、ホテル・旅館等のバイヤーや調達担当者など260人が来場。

各出展者は、それぞれの商品をPRするポスターやノボリを掲示、陳列に工夫を凝らし、試食・試飲を行うなどして、自社製品をアピールした。

出展者からは「多くの来場者に商品説明ができた。積極的に商談を進めていきたい」、「要望などを拝聴し商品開発のヒントを得られた」などの声があった。



〈オープニングセレモニー〉 挨拶する中央会の渡邊会長（左）と中小企業課の滝課長（右）



中小企業・小規模事業者関係

「平成31年度当初予算」及び「平成30年度二次補正予算」の概要と「平成31年度税制改正」の概要

中小企業庁は、平成30年12月21日に中小企業・小規模事業者関係の「平成31年度当初予算案・平成30年度二次補正予算案のポイント」を、同じく2月26日には「平成31年度税制改正（中小企業・小規模事業者関係）の概要」を公表しました。

平成31年度当初予算では、個人事業者の集中的な事業承継を促すための措置や災害からの復旧・復興、強靱化のための対策、消費税率引上げ・労働時間規制への措置等が講じられています。また、税制改正では、当初予算で講じられた措置等の効果が十分に取められるような内容となっています。

本号では、これらの概要を紹介いたしますので、事業計画立案等にお役立てください。

なお、いずれの場合も、法案成立時には変更となる場合がありますのでご了承ください。

I. 「平成31年度当初予算案」及び「平成30年度二次補正予算案」の概要 (中小企業・小規模事業者関係)

1. 基本的な課題認識と対応の方向性

中小企業・小規模事業者は、「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という3つの構造変化に直面している。これらの構造変化に対応するため、次の3項目について重点的に取り組む。

- (1) 「事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進」
- (2) 「生産性向上・人手不足対策」
- (3) 「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」

非常に大きな災害が頻発している状況を踏まえ、次のとおり取り組んで行く。

- (4) 「災害からの復旧・復興、強靱化」

消費税率引上げ（2019年10月）や、長時間労働規制（2020年4月）、同一労働・同一賃金（2021年4月）の中小企業への適用も見据え、引き続き粘り強く取り組む。

- (5) 「経営の下支え、事業環境の整備」

中小企業対策費の状況 (単位：億円)

中小企業対策費	29年度当初 (28年度補正)	30年度当初 (29年度補正)	31年度当初 (30年度補正)
経済産業省計上	1,116 (2,191)	1,110 (1,976)	1,117 (2,634)

2. 予算案等の内容

- (1) 「事業承継・再編・統合等による新陳代謝の促進」について

【30年度補正50億円／31年度当初74億円】

- ①2018年度の「法人」向け事業承継税制の抜本拡充に続き、「個人事業者」の集中的な事業承継を促すため、10年間の時限措置として、土地、建物、機械、器具・備品等の承継に係る贈与税・相続税の100%納税猶予制度を創設。

- ②事業引継ぎ支援センターの事業引継ぎデータベースにおける登録企業数を抜本的に拡充することで、M&Aを含めた事業承継支援を強化。併せて、事業承継ネットワークにおけるプッシュ型支援や事業承継補助金を引き続き措置する。

主な措置等

税制措置①

個人事業者の事業承継を円滑化するための措置

【創設】

- ☞個人事業者について、先代経営者から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を創設。

税制措置②

中小企業のM&A（親族外承継）を円滑化するための措置【創設】

- ☞事業承継ファンドを通じて中小機構から一定割合以上の出資を受けた場合でも、中小企業税制の適用を可能とする要件緩和を行う。

予算措置①

事業承継・世代交代集中支援事業【50億円】

<30年度補正>

- ☞事業承継ネットワークをベースとし、より細かい地域単位で専門家派遣など踏み込んだ支援を行う「プッシュ型事業承継支援」を実施。
- ☞事業承継を契機に、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業の設備投資等に必要な経費を支援する「事業承継補助金」を措置。

予算措置②

中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業【70億円】

- ☞後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業承継の円滑化を図るために、事業承継に関する適切な助言、マッチング支援等をワンストップで行う。また、創業希望者と後継者不在事業者等とのマッチングも行う。また、創業希望者と後継者不在事業者等とのマッチングも行う。

(2)生産性向上・人手不足対策について

【30年度補正1,205億円／31年度当初369億円】

- ①「ものづくり・商業・サービス補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」を一体的に措置。広報、補助金活用から効果検証まで一体的に実施（「中小企業生産性革命推進事業」）。
- ②生産性向上等に向けた支援措置を切れ目なく継続的に講じるため、従来補正予算で講じられてきた「ものづくり・商業・サービス補助金」の当初予算化を実現。
- ③都道府県が地域の实情に応じた販路開拓支援等の小規模企業政策に取り組むことを後押しするため、「自治体連携型持続化補助金」の当初予算化を実現。

主な措置等**予算措置①**

中小企業生産性革命推進事業【1,100億円】

<30年度補正>

- ☞中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資や小規模事業者の販路開拓・生産性向上の取り組み、中小企業等のITの導入などを支援。

予算措置②

ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業

【50億円（新規）】

- ☞中小企業等の連携体が事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトや、地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して行う事業の設備投資等を支援。

予算措置③

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型持続化補助金）【10億円（新規）】

- ☞地方公共団体が商工会・商工会議所等を活用しながら、小規模事業者等に対して、経営計画を作成する取り組みや、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援。

(3)「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」について【31年度当初286億円】

- ①地域中核企業等と連携して行う活動を、新たな技術・サービスモデルの開発から市場獲得まで一体的に支援する「地域未来投資促進事業」を引き続き措置。
- ②マッチング・海外展示会等を通じた国内・海外販路開拓等を支援。

主な措置等**予算措置①**

地域未来投資促進事業【159億円】

- ☞中小企業が地域中核企業や大学・公設試等と連携して行う活動を、新たな技術・サービスモデルの開発から市場獲得まで一体的に支援。

予算措置②

国内・海外販路開拓強化支援事業【24億円（新規）】

- ☞新商品・サービスの開発・販路開拓事業やブランド確立事業、マッチング・海外展示会等を通じた販路開拓等の支援。

(4)「災害からの復旧・復興、強靱化」について

- ①東日本大震災、熊本地震からの復旧・復興について、引き続き支援策を措置。
- ②平成30年7月豪雨、台風21号等、北海道胆振東部地震について、30年度予備費や一次補正でグループ補助金、持続化補助金等を措置。
- ③災害が頻発している状況を踏まえ、中小企業の防災・減災対策の普及啓発、BCP（事業継続計画）策定支援、自家発電設備等の導入支援等、中小企業の強靱化をトータルで支援。立法措置も含め検討。

主な措置等**税制措置①**

中小企業防災・減災投資促進税制【創設】

- ☞中小企業の経営の安定を確保し、事前の防災・減災対策を強化するため、所要の設備投資を促進する税制を創設。

予算措置①

中小企業自家発電設備導入補助金【自衛的燃料備蓄補助金（50億円）の内数】<30年度補正>

- ☞社会的な重要インフラの機能を担う中小企業・小規模事業者における自家発電設備の導入等を支援。

予算措置②

中小企業等強靱化対策【15億円】<30年度補正>

- ☞BCPの取り組み事例や早期復旧事例などを広く紹介するとともに、中小企業等のBCPの策定を支援。

(5)経営の下支え、事業環境の整備について

消費税率引上げ、長時間労働規制や同一労働・同一賃金の中小企業適用も見据え、

- ①軽減税率対応のためのレジ導入補助金の基金を積み増すとともに、制度を見直し（対象事業者に旅館・ホテル等を追加、補助率を2/3→3/4に引上げ等）。
- ②事業者等に対する指導・周知徹底等の転嫁対

策、取引適正化対策。

- ③働き方改革実現に向けた支援（専門家派遣事業の増強、商工会等の機能強化）。
 - ④中小企業の経営指導（経営発達支援計画等）、資金繰り支援（政策金融・信用保証、マル経などに引き続き粘り強く取り組む）。
- ※以上のほか、消費増税に伴う臨時・特別の措置として、商店街活性化支援を措置。

II. 平成31年度税制改正の概要 (中小企業・小規模事業者向け)

1. 改正項目

- (1)個人版事業承継税制の創設
- (2)M&Aによる事業承継に取り組む中小企業の支援
- (3)災害への事前対策強化のための支援制度の創設
- (4)生産性向上に向けた設備投資の支援
- (5)中小企業の経営基盤強化、研究開発の支援

2. 改正等の内容

(1)個人版事業承継税制の創設(相続税・贈与税関係)

2018年度に事業承継税制が抜本的に拡充されたことにより、法人向けの事業承継税制の認定申請件数が飛躍的に増加した。個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の継続的な発展の確保が喫緊の課題となっていることを踏まえ、個人事業者の事業承継を促進するため、10年間限定で多様な事業用資産の承継に係る相続税・贈与税を100%納税猶予する「個人版事業承継税制」を創設。

改正概要

- ①多様な事業資産が対象。
事業を行うために必要な多様な事業用資産が対象
 - ・土地建物（土地は400㎡、建物は800㎡まで）
 - ・機械・器具備品（例：工作機械、パワーショベル・診療機器等）
 - ・車両・運搬具
 - ・生物（乳牛等、果樹等）
 - ・無形償却資産（特許等） など
- ②相続だけでなく贈与税も対象。
 - ・生前贈与による早期の事業承継準備を支援
- ③納税額の全額（100%）が納税猶予。
 - ・後継者の承継時の現金負担をゼロに
- ④10年間の時限措置。
 - ・平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象

- (注1) 制度を活用するためには、
 - ⑦経営承継円滑法に基づく認定が必要
 - ⑧平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出することが必要

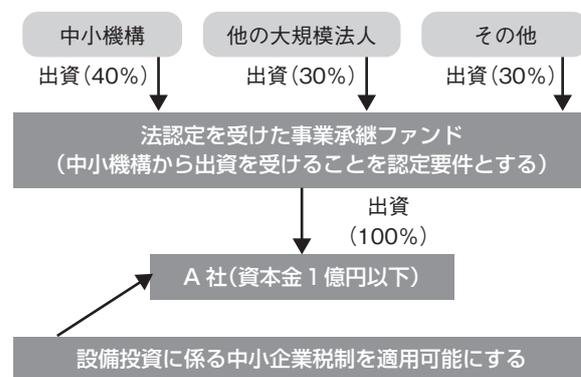
(注2) 既存の事業用小規模宅地特例との選択制

(2)中小機構出資の事業承継ファンドから出資を受けた中小企業に対する特例 (法人税・法人住民税・事業税関係)

- ①将来的なM&Aに向けた磨き上げ支援等を行う事業承継ファンドは、中小企業の事業承継を促進するに当たり有効であり、近年その数は増加傾向。
- ②他方、事業承継ファンドを通じた中小機構による出資割合が一定以上となる場合、出資を受けた中小企業は「大企業」とみなされ、設備投資に係る中小企業税制が適用されないという制約があり、事業承継に向けた設備投資が滞る恐れがある。
- ③このため、事業承継ファンドを通じた事業承継を一層促進すべく、中小企業等経営強化法に基づく認定を受けた事業承継ファンドを通じて、中小機構から出資を受けた場合には、中小機構出資分を大企業保有分と評価しないこととする措置を講ずる。

改正概要

【適用期限：各租税特別措置法の適用期限に準ずる】



※資本金1億円以下の中小企業のうち、以下は大企業とみなすこととされている。

- ①発行済み株式の1/2以上を同一の大規模法人が保有
 - ②発行済み株式等の2/3以上を複数の大規模法人が所有
- ※従前は、中小機構も大企業に準ずることから、上記事例②に該当し、A社は設備投資に係る中小企業税制を適用できなかった。

<対象となる中小企業税制>

- ・中小企業経営強化税制

- ・ 中小企業投資促進税制
- ・ 商業・サービス業活性化税制
- ・ 被災代替資産等の特別償却
- ・ 中小企業防災・減災投資促進税制【新設】

(3) 中小企業の災害に対する事前対策のための設備投資に係る税制措置の創設 (法人税・所得税・事業税関係)

- ① 自然災害が発生する中、災害による影響を軽減するための事前対策の強化は喫緊の課題。
- ② 中小企業が災害への事前対策強化をするための設備投資を後押しするため、自家発電機、制振動・免振装置等の防災・減災設備に対して、特別償却（20%）を講じる。
- ③ 事業者が作成した事前対策のための計画を経済産業大臣が認定。認定計画に含まれる設備の導入に対して、上記の税制措置を適用する。

改正概要

【適用期限 平成32年度末まで】

【対象者】

事業継続力強化計画（仮称）の認定を受けた中小企業者・小規模事業者

【対象設備】

- 事前対策を強化するために必要な防災・減災設備
- ・ 機械装置（100万円以上）
→ 自家発電機、排水ポンプ等
 - ・ 器具備品（30万円以上）
→ 制振・免振ラック、衛星電話 等
 - ・ 建物付属設備（60万円以上）
→ 止水板、防火シャッター、排煙設備 等

< 税制措置のスキーム >

経済産業大臣

②申請 ↑ ↓ ③認定

- ①強化計画（仮称）策定
（対象事業者）
- ・ 中小企業、小規模事業者
（計画記載事項）
 - ・ 取り組み内容、実施期間
 - ・ 防災・減災設備の内容 等

⑤税制優遇 ↑ ↓ ④税務申告

所轄の税務署

(4) 中小企業・小規模事業者の設備投資を支援する税制措置の延長 (法人税・所得税・法人住民税・事業税関係)

- ① 中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」を後押しするための税制として、中小企業投資促進

税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、中小企業経営強化税制を措置しているところ、中小企業の積極的な設備投資を後押し、「生産性革命」の実現を図る観点から、これらの措置の適用期限を2年間延長する。

- ② 加えて、中小企業経営強化税制については、働き方改革の実現に向けた取り組みを支援する観点から、対象設備を明確化するという強化を行う。

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

設備の種類 (備額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	工具・器具備品 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置	中小企業経営強化税制 即時償却又は税額控除 10%（※7） →延長・強化		生産性向上設備 (A類型) 生産性が年平均1%以上向上	収益力強化設備 (B類型) 投資利益率5%以上のパッケージ投資
	【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除 7%（※30%特別償却のみ適用）→延長		【商業・サービス業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除 7%（※30%特別償却のみ適用）→延長	

※を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

【参考】

中小企業投資促進税制の延長

（法人税、所得税、法人住民税、事業税関係）

- ・ 中小企業投資促進税制は、中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）の適用を認める措置。
- ・ 引き続き、中小企業の設備投資を促すため、本税制措置の適用期限を2年間延長。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業に限る。

改正概要 【適用期限：平成32年度末まで】

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、中小企業組合等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（物品賃貸業及び映画業以外の娯楽業を除く）※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】 ・ 測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・ 一定のソフトウェア【1つのソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く

対象設備	・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業 ↓ 30%特別償却又は7%の税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業 ↓ 30%特別償却

〈参考〉

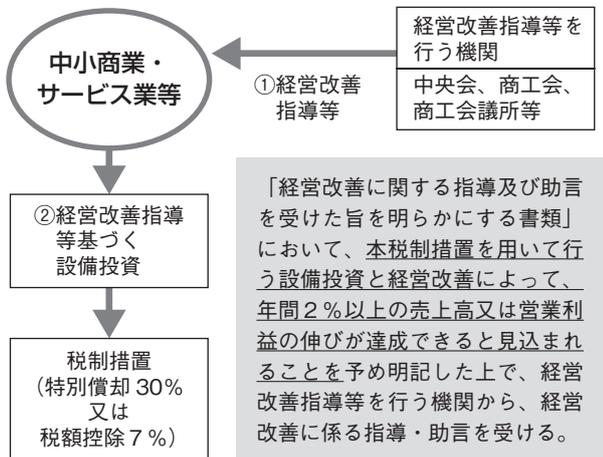
・商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長（法人税・所得税・法人住民税・事業税関係）

①商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善指導法に基づき、建物付帯設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）（※）を認める措置。

※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業等に限る。

②消費税率の引き上げを見据えつつ、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資と経営改善を引き続き促進すべく、本税措置の効果がより高まるよう適用要件に所要の見直しを行った上で、本税措置の適用期間を2年間延長。

改正概要 【適用期限 平成32年度末まで】



〔活性化に資する設備投資の例〕

〈飲食店の例〉

- ・「画像識別機能付きPOSレジ」の導入で、レジ清算の効率化、接客サービスの向上を実現。
- ・POS連携により、売れ筋商品を把握し、売上の向上につながる。

〈介護業の例〉

- ・「介護用浴槽」を導入し、大幅な効率化により生産性が向上。
- ・介護従事者の負担が軽減し、離職率も低下。

(5)中小企業経営強化税制

（法人税・所得税・法人住民税・事業税関係）

①中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取り組みを支援するため、中小企業等経営強化法の経営力向上計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%）（※）のいずれかの適用を認める措置。

②中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた設備投資を後押しするため、本税制措置の適用期間を2年間延長。

③また、働き方改革に資する設備（休憩室に設置される冷暖房設備や作業場に設置されるテレワーク用PC等）も本税制措置の適用対象。

※資本金3,000万円超1億円以下の中小企業者等の税額控除率は7%。

改正概要 【適用期間：平成32年度末まで】

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	・機械装置（160万円以上） ・測定工具又は検査工具（30万円以上） ・器具・備品（30万円以上）（試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ・建物付帯設備（60万円以上）（ポイラー、LED照明、空調など） ・ソフトウェア（70万円以上）（情報を収集・分析・指示する機能）	・機械装置（160万円以上） ・工具（30万円以上） ・器具備品（30万円以上） ・建物付帯設備（60万円以上） ・ソフトウェア（70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
指定事業	中小企業投資促進税制の対象者及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業	
その他要件	生産等設備を構成するものであること ※国内への投資であること/中古資産・貸付資産でないこと	
税制措置	即時償却又は7%税額控除 （資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%）	

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。例えば事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物付帯設備等は対象外。

〈働き方改革に資する設備の例〉

建物附属設備	工場等の休憩室等に設置される冷暖房設備等
器具備品	作業場等に設置されるテレワーク用PC等

※生産等活動の用に直接供される工場、店舗、作業場等に設置されるものに限る。

(6)中小企業者等の法人税率の特例の延長

（法人税・法人住民税関係）

①中小企業者等の法人税率について、年間800万円以下の所得金額に対する税率は、19%から15%に軽減されている。

②海外経済の不確実性や人手不足、労働生産性の伸び悩みや後継者難等を背景とした先行き不透明

明感が指摘される中、中小企業・小規模事業者の経営基盤を引き続き強化するため、本税節措置の適用期限を2年間延長する。

概要 【本則：期限の定めなし】

【租税特別措置：適用期限 平成32年度末まで】

- ①中小企業者等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている(本則)。
- ②当該税率を平成33年3月31日までの時限的な措置として、更に15%に軽減(租税特別措置)。

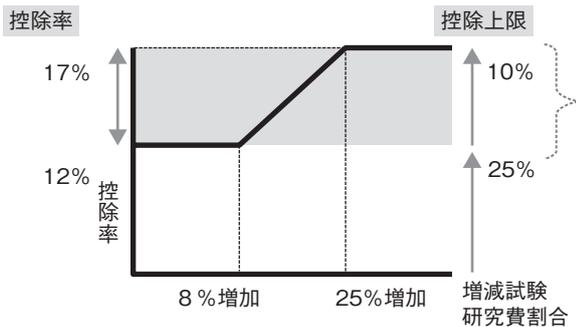
対象	本則税率		租特税率
	年800万円以下の所得金額	19%	
中小法人 資本金1億円以下の法人	年800万円以下の所得金額	19%	15%
	年800万円超の所得金額	23.2%	—
大法人 資本金1億円超の法人	所得区分なし	23.2%	—

(7)研究開発税制の拡充(中小企業技術基盤強化税制の上乗せ措置の延長(所得税・法人税・法人住民税関係))

- ①中小企業技術基盤強化税制は、試験研究費の12%に相当する額を法人税額から控除する制度(法人税額の25%が上限)。
- ②試験研究費を一定割合増加させた場合には、最大で試験研究費の17%、法人税額の35%まで控除可能となっており、この上乗せ措置を2年間延長する。

改正概要

【適用期限：時限措置については平成32年度末まで】



試験研究費増加割合が8%を超えた場合、控除上限を10%上乗せ(時限措置)

・上乗せ措置(時限措置)

試験研究費の増加に応じて12~17%を控除
→控除率12%超の部分は時限措置
※【新設】
売上高試験研究費割合10%超の場合は、控除率を上乗せ(上限17%)(時限措置)

・本体(恒久措置)

※控除率=通常の控除率+(売上高試験研究費割

合-10%)×0.5)×通常の控除率

(8)その他の項目

〈拡充・制度整備〉

- ①信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減延長(登録免許税関係)

有担保保証に係る中小企業者等の利用負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図るため、信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置について、その適用期限を2年延長する。

- ②保険会社等の異常危険準備金の延長(法人税・法人住民税・事業税関係)

火災共済協同組合及び火災共済協同組合連合会が、今後の異常災害に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積み立てに係る一定割合の損金算入を認める特例措置について、その適用期限を3年延長する。

- ③特別貸付に係る金銭消費貸借契約書における税制上の所要の整備(印紙税関係)

商工中金が激甚災害により被害を受けたものに対して行う国の制度によらない災害復旧資金の貸付における金銭消費貸借契約書に係る印紙税については、非課税とする。この改正は平成30年5月20日以降に発生した激甚災害に係る金銭消費貸借契約書について適用する。

- ④非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の適用に係る手続き等の見直し(相続税・贈与税関係)

事業の継続・発展を通じた地域経済及び雇用の維持・活性化を図る観点から、中小企業経営者の事業承継をより一層後押しするため、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免税制度の適用に係る手続き等について、所要の措置を講ずる。

〈廃止〉

- ①中小企業等の貸倒引当金の特例の廃止(法人税・法人住民税・事業税関係)

貸倒引当金の割増特例は、適用期限の到来を以て廃止する。なお、平成35年3月31日までの間、現行の割増率10%に対して1年ごとに1/5ずつ減少した率による割増を認める措置を講ずる。